

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（9月末 暫定値）534件（昨年同期比-29件）

1 主な犯罪

- 空き巣 10件(-5件)
- 自転車盗 104件(-10件)
- 車上ねらい 11件(-16件)
- 部品ねらい 41件(+13件)
- オートバイ盗 19件(-4件)

特殊詐欺 26件（9月末 暫定値） 被害総額 36,429,000円

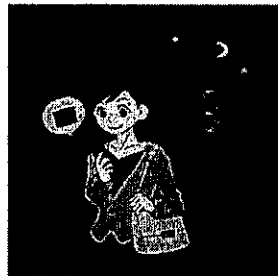
（内訳）

オレオレ詐欺	16件	被害金額	29,000,000円
預貯金詐欺	2件	被害金額	1,000,000円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	1件	被害金額	100,000円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	7件	被害金額	6,329,000円
その他の手口	0件	被害総額	0円

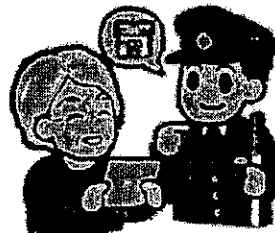
（令和4年9月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真金町	
井土ヶ谷中町	2	清水ヶ丘	2
井土ヶ谷下町	2	西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	2
永田みなみ台	5	大橋町	1
永田山王台		中村町	1
永田台		中島町	
永田東		中里	
永田南	1	通町	1
永田北	2	唐沢	
榎町	1	東藤田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町		二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	
山谷		別所中里台	
藤田町	1	睦町	1
若宮町		堀ノ内町	
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	4
その他		合計	26



地域警察官が巡回連絡も回ります。
面接のにも協力よろしくお願いします。

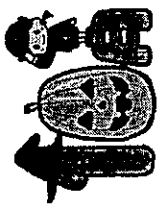


・9月に入ってから南区内では、不審者の情報を多く認知しています。
警察車両を使った夜間のパトロール等実施していますが、不審者を見かけた場合は、すぐにコンビニ等に避難し、110番通報をしましょう。

・特殊詐欺の認知は先月から6件増加しました。南区では毎日のように前兆電話がかかることから、これを機に迷惑電話防止機能付電話の購入を検討してはいかがでしょうか。

担当：南防犯協会事務局（南警察署内：生活安全課）

電話：045-742-0110（代表）



南區交通事故統計《10月》

令和4年9月末現在 概数



発生件数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	15277	15501	-224
横浜市内	5416	5690	-274
南区内	246	279	-33

死者数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	76	96	-20
横浜市内	21	16	5
南区内	1	4	-3

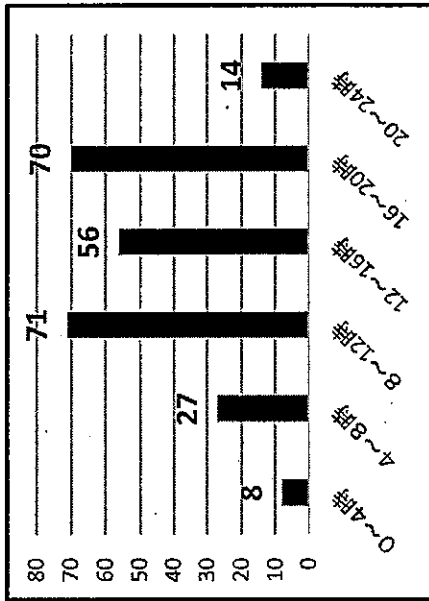
負傷者数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	16824	17103	-279
横浜市内	6114	5825	289
南区内	262	313	-51

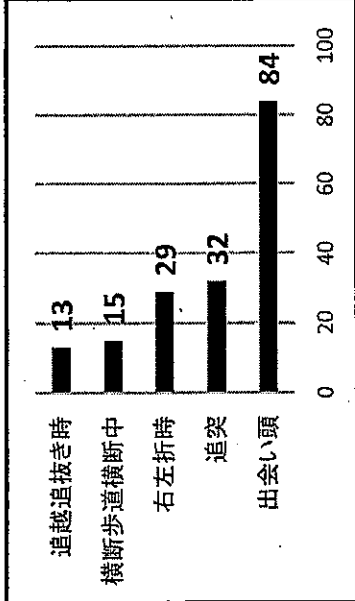
南区関係事故

	令和4年	令和3年	増減数
高齢者	85	103	-18
子供	14	18	-4
輪車	92	92	0
自転車	67	79	-12

南区時間帯別発生状況



南区事故類型別発生状況



南警察署からのお知らせ

10月22日(土)から31日(月)までの10日間「ちょっとだけ 甘えが招く迷惑駐車」をスローガンに違法駐車追放強化期間として、通学路や生活道路等の危険性の高い駐車違反の指導取締りを推進します。

一人ひとりが交通ルールを守り、安心安全な街づくりを目指しましょう。



南区町名別発生状況

町名	令和4年	令和3年	増減数	町名	令和4年	令和3年	増減数
万世町	1	4	-3	平楽	1	1	0
三春台	0	3	-3	康台	1	1	0
中島町	3	2	+1	弘明寺	0	0	0
中村町	6	12	-6	弘明寺町	1	2	-1
中里	11	13	-2	新川町	4	2	+2
中里町	0	0	0	日枝町	0	2	-2
三葉町	0	3	-3	東蒔田町	4	1	+3
新島谷台町	5	6	-1	榎町	4	1	+3
新井谷台町	8	13	-5	永楽町	3	6	-3
新井谷台町	6	6	0	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	0	1	-1	永田北	11	3	+8
八幡町	1	2	-1	永田南	2	7	-5
太沙川	34	21	+13	永田台	0	2	-2
我進町	5	8	-3	永田山王台	2	1	+1
別所	19	18	+1	永田東	10	8	+2
別所中里台	1	0	+1	浦舟町	7	11	-4
前里町	9	11	-2	清水ヶ丘	4	1	+3
南吉田町	1	3	-2	白妙町	1	2	-1
南太田	11	14	-3	白金町	6	1	+5
吉野町	6	11	-5	真金町	4	8	-4
唐沢	0	1	-1	陸町	8	16	-8
堀之内町	4	4	0	花之本町	1	1	0
大岡	10	10	0	若宮町	0	3	-3
大橋町	1	2	-1	藤田町	1	2	-1
宮元町	9	10	-1	西中町	0	1	-1
宿町	2	2	0	通町	8	3	+5
山王町	0	2	-2	高根町	7	5	+2
山谷	0	1	-1	高砂町	3	5	-2

～ 安全は心と時間のゆとりから ～

令和4年 火災・救急概況

南消防署
1月1日～9月30日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和4年	令和3年	増△減	
火災件数	17	36	△19	
火災種別	建物	13	25	△12
	林野	0	0	0
	車両	0	2	△2
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	4	9	△5
焼損床面積 (㎡)	46	220	△174	
死者(人)	0	2	△2	
負傷者(人)	3	6	△3	
主な火災原因	放火(疑い含む)	6	12	△6
	たばこ	3	5	△2
	こんろ	2	7	△5
	配線器具	2	2	0
	電気機器	1	3	△2
救急出場件数	11,502	9,645	1,857	
救急種別	急病	8,474	6,975	1,499
	一般負傷	1,906	1,628	278
	交通事故	369	317	52
	その他	753	725	28

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和4年	令和3年	増△減	
火災件数(件)	466	536	△70	
焼損床面積(㎡)	3,752	7,563	△3,811	
死者数(人)	9 (2)	15 (0)	△6	
負傷者数(人)	73	86	△13	
救急出場件数(件)	182,021	151,764	30,257	
救急種別	急病	130,768	105,838	24,930
	一般負傷	31,220	26,740	4,480
	交通事故	6,487	6,298	189
	その他	13,546	12,888	658

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和4年	令和3年	増△減	令和4年	令和3年	増△減
行政区別件数	鶴見	39	37	2	13,638	11,304	2,334
	神奈川	36	32	4	11,312	9,738	1,574
	西	23	26	△3	7,436	5,777	1,659
	中	37	59	△22	13,033	11,499	1,534
	南	17	36	△19	11,502	9,645	1,857
	港南	28	37	△9	10,680	8,634	2,046
	保土ヶ谷	26	29	△3	10,068	8,488	1,580
	旭	25	33	△8	12,017	10,064	1,953
	磯子	16	22	△6	8,303	6,881	1,422
	金沢	16	30	△14	9,547	8,362	1,185
	港北	49	41	8	14,521	12,257	2,264
	緑	24	14	10	8,136	6,788	1,348
	青葉	24	31	△7	11,133	9,108	2,025
	都筑	21	28	△7	7,737	6,267	1,470
	戸塚	46	30	16	13,358	11,151	2,207
	栄	15	9	6	5,695	4,739	956
泉	16	23	△7	7,572	5,940	1,632	
瀬谷	8	19	△11	6,298	5,085	1,213	

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	0	1分団
太田地区町内連合会	3	
寿東部連合町内会	2	2分団
中村地区連合町内会	2	
蒔田連合町内会	3	3分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ヶ谷地区連合町内会	0	4分団
北永田地区連合町内会	0	
永田みなみ台連合自治会	0	5分団
本大岡地区町内会連合会	1	
大岡地区連合町内会	0	6分団
別所地区連合町内会	1	
南永田・山王台連合町内会	1	
六ツ川地区連合自治会	1	1分団
六ツ川大池地区連合自治会	1	
連合未加入自治会、その他	1	1~6分団
合計	17	

5 南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数(件)
第1分団	3
第2分団	4
第3分団	5
第4分団	0
第5分団	1
第6分団	4
合計	17

かわら版（10月号）

発行者：南消防署

出張版!!

予防係

防災てらこやを実施しました

日時：令和4年9月15日(木)

場所：横浜市立南吉田小学校

内容： 子供たちが楽しく防災を学べるコミュニティづくりとして横浜橋通商店街を中心に始まった「防災てらこや」で、初となる出前授業を実施しました。

「防災減災トレーニングルーム」、「災害時に役立つ手話・コミュニケーション方法について」、「災害時のトイレについて」の3つの授業を行い、修了の証としてマスコットキャラクターのシールを配布しました。受講した3年生は、てらこやを通じて防災・減災について楽しく学習することができました。



マスコットキャラクター
てらちゃん



防災減災トレーニングルーム



手話・コミュニケーション
方法について



災害時のトイレについて

救急担当

南なんデーに出展しました!

日時：令和4年10月2日(日)

場所：南区役所・南公会堂（南区浦舟町2-33）

内容： 健康と福祉をテーマにした「令和4年度第31回いきいきふれあい南なんデー」が、パネル展示等を中心とした感染防止対策に配慮した形で3年ぶりに開催されました。

南消防署のブースでは、区民の皆様に救急医療及び救急業務に対する正しい認識と理解を深めていただくことを目的に、心肺蘇生法やAEDの取扱いの指導や救急に関する相談等を行いました。南消防署は、救急業務への理解や関心を高めてもらえるよう、今後もさまざまな活動を行ってまいります。



当日の様子

ご来場いただいた皆様、
ありがとうございました!





お出かけは マスク戸締り 火の用心

令和4年度 南火災予防協会防火ポスターコンクール



最優秀 南火災予防協会会長賞
大岡小学校 3年生 いわさ 岩佐 とうが 投駕 さん



住宅用火災警報器の点検をしていますか？

11月9日と3月1日は住宅用火災警報器の「市内一斉点検の日」



南区区連会承認番号第33号 掲示期間：令和4年12月31日

南消防署 南消防団 南火災予防協会

【お問合せ先】南消防署総務・予防課 電話/FAX:045-253-0119 受付時間:平日8時45分~17時(12時~13時を除く)

「(仮称) よこはま防災パーク」の創設に向けた市民意見募集の実施について

1 背景・趣旨

地域住民の皆様への防火防災指導は、本市独自の家庭防災員制度や消防職員が地域に出かけて行う防災訓練会等により推進してきましたが、高齢化等の社会構造の変化やコロナ禍による影響等から、参加者の減少や固定化といった課題を抱えており、これまでの実施手法のままでは、より多くの方に防災に必要な知識を提供することが困難な状況となっています。

こうした状況やデジタル化による社会生活の急速な変化を踏まえ、時間や場所にとらわれず、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「(仮称) よこはま防災パーク」を創設します。

また、11月から12月にかけて市民意見募集を実施します。

2 (仮称) よこはま防災パークの概要

(1) 目的

いつでも、どこでも、誰でも、災害へ備えるうえで必要となる知識や技術を気軽に学び、市民一人ひとりの防災力が向上して、いざという時の適切な行動につなげることで自助の裾野を広げる。

(2) 学習方法：ウェブサイト上から自由に学習

(3) 内容

ア 自主学習：短編動画の視聴により防火・防災に関する知識を学習

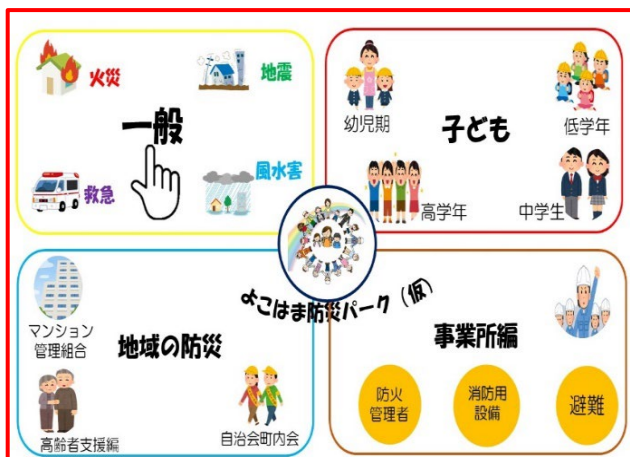
＜自主学習の内容（案）＞

コース	内容
一般	火災、地震、風水害ごとに、災害の危険性、事前の予防対策、災害発生時の適切な行動等を学ぶ。 また、ケガの予防対策や心肺蘇生法など、救急時の対応を学ぶ。
子ども	幼児、小学生、中学生が、災害時の適切な行動を楽しみながら学ぶ。
事業所	防火管理者や責任者が、消防用設備等の使用方法や避難誘導など、事業所の安全を守るための知識を学ぶ。
地域	自治会・町内会やマンション管理組合等の「町の防災組織」が、訓練の実施手法や活動に必要な知識を学ぶ。

イ 効果確認：動画視聴後、ウェブサイト上で効果確認テストを実施


＜自主学習ページのイメージ＞

＜効果確認テストのイメージ＞



- ウ 実技：「一般コース」の効果確認テストを修了された方に対して実技講習を実施
 ※ウェブサイト上で申し込み、横浜市民防災センターや消防署で受講

<実技講習の内容（案）>

コース	火災	地震	風水害	救急
	消火器取扱 煙からの避難体験	地震体験	水災害体験 マイ・タイムライン	心肺蘇生法 AED 体験
内容				

3 受講促進

- (1) 広報よこはま等の広報紙、ツイッターや横浜市公式 LINE 等の SNS、出初式や防災フェアのほか、各区局・消防署が行う防災イベント等、あらゆる機会を通じて、広く市民の皆様へ PR していきます。
- (2) 横浜市町内会連合会や各区連合町内会の定例会等を通じて、地域住民の皆様へ受講促進をお願いさせていただきます。

4 防火防災指導に係る既存事業の今後の取組

- (1) 家庭防災員制度については、近年、研修受講者数や自主活動等の減少が顕著となっているほか、家庭防災員の推薦事務を依頼している自治会町内会にご負担をおかけしていることも踏まえ、「(仮称) よこはま防災パーク」の創設とあわせて、見直していきたいと考えます。

【家庭防災員制度の見直し（案）】

- 「(仮称) よこはま防災パーク」の一般コースは、家庭防災員の研修内容を基本とし、誰でも自由に受講できることから、家庭防災員研修受講者の推薦事務は廃止し、家庭防災員の新規募集は行わないこととします。
- 引き続き、家庭防災員の活動を継続していただける方々には、消防署として当該活動の支援に努めてまいります。

- (2) 消防職員が地域で行う防災訓練会については、参加者の固定化等の課題があるものの、地域の皆さまが集まって、実際に消火器の取扱や心肺蘇生法などを実技として学ぶ機会があることや、共に防災を学ぶことで顔の見える関係が構築されるなど、得られる効果は大きいと考えています。「(仮称) よこはま防災パーク」の活用をご案内する一方、これまでの防災訓練会等も、地域の要望に応じて実施させていただくこととしており、地域の皆様からのニーズに柔軟に対応していきます。

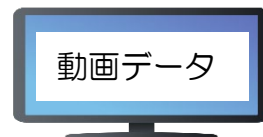
5 市民意見募集

- (1) 募集期間：11月中旬から約1か月間
- (2) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール、持ち込み

6 今後のスケジュール

令和4年12月～3月：コンテンツ制作、システム構築/令和5年4月：市民利用開始

自治会町内会加入促進用動画 を作成しました。



自治会町内会加入促進用の動画を作成しましたのでお知らせします。
現在横浜市公式 YouTube「横浜チャンネル」にアップしていますのでご覧いただくことができます。

自治会町内会においては、団体のホームページにリンク付けすることもできます。
また動画データをお渡しできますので、加入促進活動にご利用ください。

【動画アップの詳細】

タイトル：自治会町内会加入プロモーション動画「このまちのためにできること」

検 索

横浜チャンネル 自治会加入

• 動画 URL：<https://youtu.be/z-WHPDHMQIE>

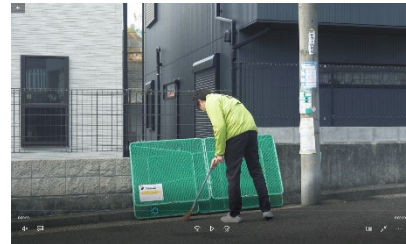


【動画イメージ】 ①→②→③→④

①



②



③



④



自治会町内会活動を通じてのふれあいを描いています。

【動画種類】 YouTube は横型のみです。

- 15秒（横型、音声・テロップ有）
- 15秒（縦型、音声・テロップ有） ※縦型・横型共に同内容です。

裏面あり

【ご利用の一例】

- 各自治会町内会のホームページにリンク付け（埋込み）ができます。
- 地域のイベントにて、動画を流すことができます。

【動画データの提供】

- お住まいの区役所地域振興課あて申請いただければ、動画データを提供いたします。
申請書については、各区役所地域振興課あてお問合せください。
(下記連絡先をご参照ください。)

各区地域振興課		Tel (045)	
		メールアドレス	
鶴見区	510-1687 tr-chishin@city.yokohama.jp	金沢区	788-7801 kz-chishin@city.yokohama.jp
神奈川区	411-7086 kg-chishin@city.yokohama.jp	港北区	540-2234 ko-chishin@city.yokohama.jp
西区	320-8389 ni-chiikishinko@city.yokohama.jp	緑区	930-2232 md-chishin@city.yokohama.jp
中区	224-8131 na-chishin@city.yokohama.jp	青葉区	978-2291 ao-chishin@city.yokohama.jp
南区	341-1235 mn-chishin@city.yokohama.jp	都筑区	948-2231 tz-chishin@city.yokohama.jp
港南区	847-8391 kn-chishin@city.yokohama.jp	戸塚区	866-8411 to-chishin@city.yokohama.jp
保土ヶ谷区	334-6303 ho-chiiki@city.yokohama.jp	栄区	894-8391 sa-chishin@city.yokohama.jp
旭区	954-6091 as-chishin@city.yokohama.jp	泉区	800-2391 iz-chishin@city.yokohama.jp
磯子区	750-2391 is-chishin@city.yokohama.jp	瀬谷区	367-5691 se-chishin@city.yokohama.jp

横浜市市民局地域活動推進課
担当 川口、渡邊
Tel 671-2317 FAX664-0734
sh-jichikai@city.yokohama.jp

お知らせ

第 42 回

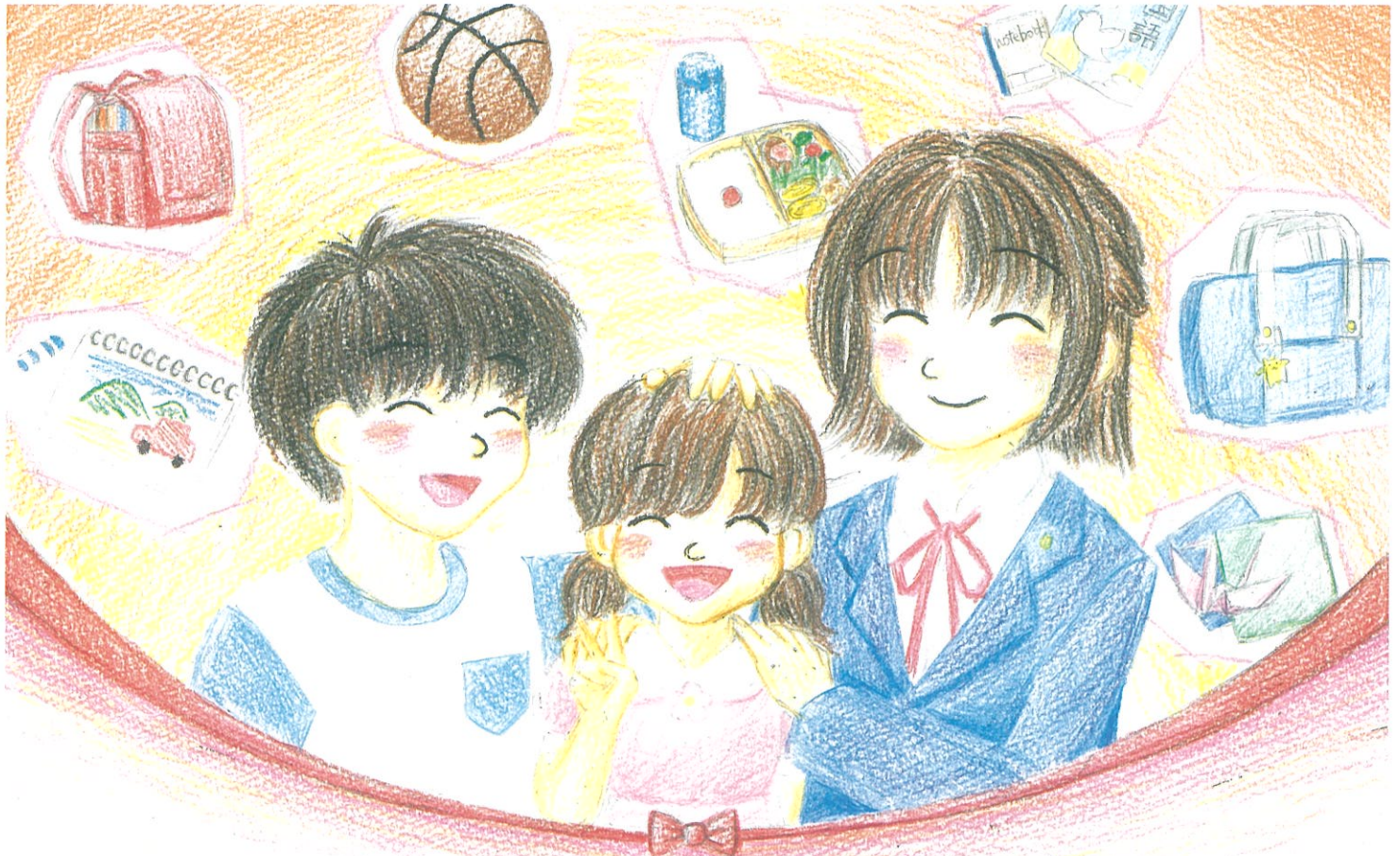
ボイス・オブ・ユース 表彰式の一般観覧を中止 します。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、12月に予定していたみなみん（南公会堂）でのボイス・オブ・ユース表彰式の一般観覧を中止いたします。

南区青少年指導員協議会

横浜市青少年指導員統一行動標語

「子どもの笑顔は社会のたから」



11月は「子供・若者育成支援強調月間」

青少年の豊かな成長のために、まず大人から行動しましょう。

青少年指導員は

地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進すると共に、青少年の非行防止、社会環境健全化活動を行い、青少年の健全育成に率先して取り組んでいます。



「青少年を見守る社会をサポートする
横浜市青少年指導員のシンボルマーク」

横浜市青少年指導員連絡協議会

イラスト協力
横浜市立永田中学校
関野 佑美 さん

バッテリーの取り外せない充電式小型家電の出し方について（お願い）

今年度、コードレス掃除機やロボット掃除機などの**充電式小型家電のバッテリーを原因とした収集車の火災が急増**しています。

バッテリーに使用されるリチウムイオン電池は、圧力や強い衝撃を受けると発熱・発火する恐れがあるため、充電式小型家電を「燃やすごみ」の日に出す際は、バッテリーを取り外すようお願いしています。

しかし、バッテリーを取り外せない小型家電も多いため、それらが生ごみ等と同じ袋に混ぜて出され、収集車の中で押しつぶされることで火災が起きていると考えられます。

つきましては、**火災が起こらないよう、バッテリーの取り外せない小型家電については、燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に出していただくようお願いする**旨をご案内したチラシを作成いたしましたので、自治会町内会掲示版への掲出をお願いいたします。

1 バッテリーの取り外せない小型家電の出し方

これまで：燃やすごみの日に、燃やすごみ（生ごみ等）と同じ袋で集積場所へ

↓

これから：燃やすごみの日に、**燃やすごみ（生ごみ等）とは別の袋**で集積場所へ

※バッテリーのない小型家電は、これまでの出し方でお出しいただけます。

2 資料（裏面）

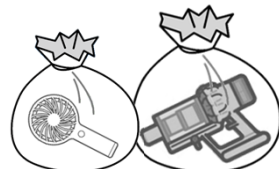
バッテリーの取り外せない小型家電の出し方チラシ

担当：業務課資源化係

電話：671-3819

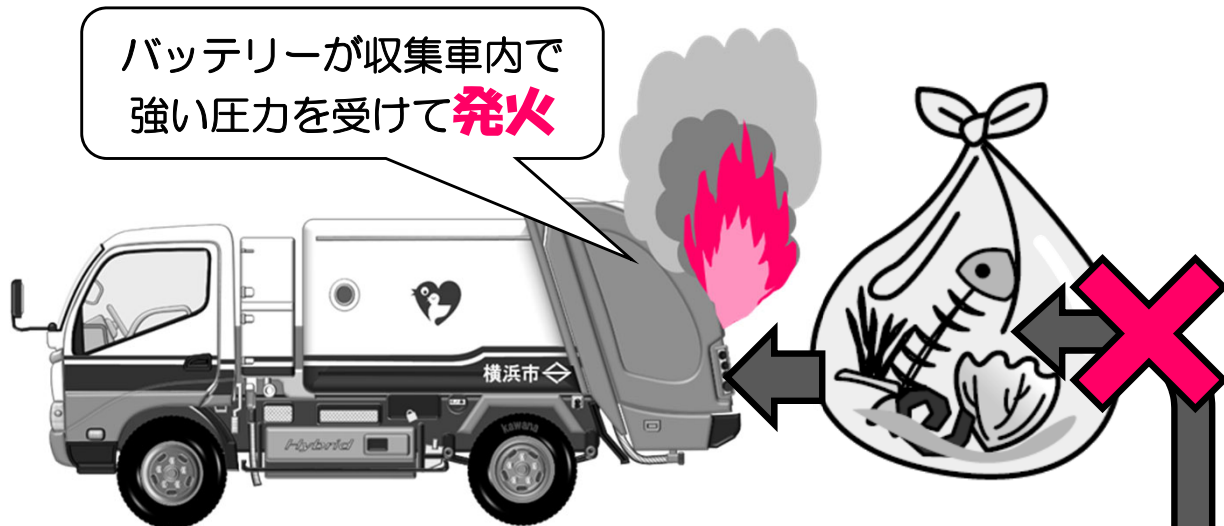
FAX：662-1225

バッテリーの取り外せない 小型家電(コードレス掃除機 ロボット掃除機など)は 燃やすごみとは別の袋で 「燃やすごみの日」に出してください



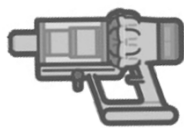
バッテリーによる収集車の火災が多発しています

バッテリーが収集車内で
強い圧力を受けて**発火**

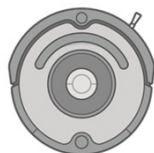


燃やすごみに
混ぜないで!

バッテリーの取り外せない充電式小型家電 (例)



コードレス掃除機



ロボット掃除機



電動工具



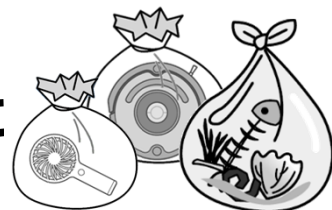
電気シェーバー



手持ち扇風機

燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に

一番長い辺が50cm以上のものは「粗大ごみ」(金属製品の場合30cm以上)



30×15cm未満の小型家電は
区役所等に設置された
ピンクの回収箱に入れて
リサイクルにご協力ください!

※バッテリーの付いていない小型家電は、
燃やすごみに混ぜて出すことができます。
※バッテリー・モバイルバッテリーは、家電量販店や
区役所等にある黄色い回収缶に出してください。

お問合せ先:資源循環局 各区収集事務所

詳細は↓↓



年末年始のごみと資源物の収集日程について

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

本年度は、燃やすごみの収集日が「火・土曜日」の地域について、年末と年始の収集の間隔が1週間以上空いてしまうため、臨時収集日を設けます。例年とは異なる収集日程となりますので、ご注意ください。

なお、日程をお知らせするためのチラシの班回覧については、自治会の負担軽減の観点から前年同様中止させていただきます。

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示板へのチラシ掲出をお願いいたします。掲示板用チラシにつきましては、11月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 年末年始の収集日程について

- (1) 12月31日(土)から1月3日(火)まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」の収集日が「火・土曜日」の地域は、以下の日程で臨時収集を行います。
12月29日(木)、1月5日(木)

2 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出
※11月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま12月号(市版)
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページ

3 資料(裏面)

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当：業務課計画係(収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係(広報に関するお問合せ)

電話：671-2551(計画係)、671-3815(運営係)

FAX：業務課 662-1225

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(土)から1月3日(火)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

また、燃やすごみの収集日が **12月29日(木)及び1月5日(木)**
火・土曜日の地域は臨時収集を行います。

収集日程をお確かめの上、
ルールを守ってお出してください。



		燃やすごみ		プラスチック製 容器包装	缶・びん・ ペットボトル 小さな金属類
		燃えないごみ・スプレー缶・乾電池			
		月・金曜日が 収集日の地域	火・土曜日が 収集日の地域		
12月	27日(火)		通常収集日	通常の日どおり 収集します ※分別されていないものは 収集できません。	
	28日(水)				
	29日(木)		臨時収集日		
	30日(金)	通常収集日			
	31日(土)	収集はお休みです ※ごみと資源物を絶対に出さないでください。  スリム「ヨハマ3R夢！」 マスコットイオ			
1日(日)					
2日(月)					
3日(火)					
1月	4日(水)			通常の日どおり 収集します ※分別されていないものは 収集できません。	
	5日(木)		臨時収集日		
	6日(金)	通常収集日			
	7日(土)		通常収集日		
	8日(日)				

※ ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで** にお出してください。

(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(土)から1月3日(火)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。



粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

桜の剪定枝を使って 区の花「さくら」のPRに 協力していただける方、募集中！

区民のみなさんに愛されている南区の花「さくら」。

大岡川プロムナードをはじめ、区内に植えられている桜の木を良好に維持するため、南土木事務所では定期的に桜の枝先の剪定を行っています。

この桜の枝先を活用し、区の花「さくら」のPRに協力していただける方へ、桜の剪定枝をお譲りします。

お譲りするもの

桜の剪定枝

(長さ 100 cm程度の枝先を一抱えで1束)



▲写真は5束分です。

応募できる方

桜の剪定枝を活用し、区の花「さくら」のPRができる方。

(桜の剪定枝を使って作品を作り、展示やウェブページで情報発信するなど)

<<昨年度のPR例>>



▲リースを作成し、窓口に展示していただきました。



▲枝でブローチを制作し、卒園するお子さんにお配りいただきました。



▲桜の枝を煮出した染料を使って、桜染め体験会を開催いただきました。

申込み方法・その後の流れ

ウェブ

申込みフォームからお申し込みください。

1

郵送・FAX・持込み

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、下記提出先へ送付またはご持参ください。

■申込み期限 **11月25日(金)(必着)**



▲申込みフォーム

2

結果をご連絡します。(12月上旬頃)

3

受け渡し日時・場所をご連絡します。(12月中旬頃)

4

区役所が指定する日時・場所に受け取りにお越しください。(12月下旬)

5

桜の剪定枝を活用し、区の花「さくら」のPRを行ってください。
あわせて、作品の写真等を区役所にも送付ください。

【提出先・お問い合わせ】

南区役所 区政推進課 企画調整係 (南区役所6階64番)

〒232-0024 南区浦舟町2-33

TEL: 341-1232

FAX: 341-1240





Mail: mn-kikaku@city.yokohama.jp

裏面あり



申込み前に必ずお読みください



-  数に限りがあるため、お渡しできない場合や、数量の希望に沿えないことがあります。
※申込み多数の場合は、南区在住・在勤・在学の方を優先で、抽選を行います。
-  受け渡しは、区が指定する日時・場所で行います。また、運搬は各自で行ってください。
-  市販されている木材とは異なり、水分を含んだ重い「生木」を「樹皮のついた状態」でお渡しします。
※防腐剤・防虫剤等の処理はしていません。
※乾いてくるとヒビが入る可能性があります。
-  形状、生育場所等の希望や加工の要望（「もっと細い枝がいい」「〇〇の場所の桜を使いたい」「〇cmに切って欲しい」「樹皮を除いて欲しい」等）にはお応えできません。

南区役所区政推進課あて

FAX:341-1240

申込書

ふりがな 氏名	
団体で申込の場合 所属団体・法人名	
住所 〒	
電話番号	FAX
メールアドレス	
南区に在住・在勤・在学ですか？ はい・いいえ	
希望量	束 ※長さ 100 cm程度の枝先を一抱えで1束です。
桜の剪定枝を活用した区の花「さくら」のPR方法を具体的にご記入ください。 (例：桜の剪定枝で毛糸を染めて編み物を作り、展示会を行います。)	

※さくらPR事業の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、結果連絡等連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。



横浜市南区地域自立支援協議会主催

障害者作品展示会



2022年

12月6日(火)

7日(水)

9:00~16:00

南区役所1階 多目的ホール

(南区浦舟町 2-33)



プログラム

- ◆ 障害者の創作した作品の展示・販売
(障害者施設の自主製品)
- ◆ 啓発動画の放映



サンタプロジェクト同時開催

来場者にクリスマス
プレゼントを
ご用意しています

※写真はイメージです
数に限りがあります



ご来場の注意

- 体調のすぐれない方はご来場をお控えください
- ご入場は必ずマスク着用にてお願いいたします

《お問合せ先》 南区高齢・障害支援課 TEL 045-341-1141 FAX 045-341-1144

障害のある子の「親なきあと」

～「親あるあいだ」の準備～

2022年12月6日（火）

13:00～15:00（開場12:30）

定員250名
（先着順）

会場

南公会堂 ホール（横浜市南区浦舟町2-33）

※可能な限り公共交通機関でお越しください。

参加費

無料

わたなべ しん

渡部 伸 氏

「親なきあと」相談室 主宰 / 行政書士・社会保険労務士

講師

1961年生、福島県会津若松市出身。

東京都行政書士会世田谷支部所属、東京都社会保険労務士会所属

2級ファイナンシャルプランニング技能士

世田谷区区民成年後見人養成研修修了、世田谷区手をつなぐ親の会会長

（主な著書）

- ・障害のある子の「親なきあと」「親あるあいだ」の準備 ・障害のある子の住まいと暮らし（ともに主婦の友社）
- ・まんがと図解でわかる障害のある子の将来のお金と生活（自由国民社）
- ・障害のある子が安心して暮らすために支援者が知っておきたいお金・福祉・くらしの仕組みと制度（合同出版）



お申し込み方法（申込み期間：11月1日～11月30日）

●インターネットで申込み

横浜市電子申請・届出システムからお願いします。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/5a3d1cdc-342e-45d9-86b0-d96b26ebf8c5/start>

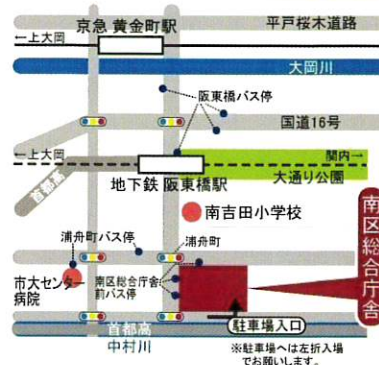


●FAXで申込み

下記の氏名、電話番号を記入のうえ、事務局までお願いします。

→045-341-1144（南区高齢・障害支援課）

氏名	電話番号



横浜市営地下鉄 阪東橋駅 徒歩約8分
京急線 黄金町駅 徒歩約14分

講演会の配信について（期間限定）

●講演会の様子を南区役所ホームページで配信します。

2023年1月下旬から1か月間の期間限定（予定）

https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi_kaigo/fukushi/torikumi/syogai/syogai.html



注意事項

- 体調のすぐれない方はご来場をお控えください。
- ご入場は必ずマスク着用にてお願いいたします。
- 受付時には、検温・アルコール消毒をお願いいたします。

南保発第18号
令和4年10月20日

自治会町内会 各位

南保護司会
会長 工藤 昌代
南区更生保護女性会
会長 青山 かなよ

会報「更生保護みなみ第55号」の広報協力について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、かねてより両会が推進しております更生保護事業の諸般にわたり、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり両会が実施している主要行事や日ごろの活動状況等を広く住民の方々にご紹介し、ご理解を深めていただくため標記会報を毎年春期と秋期に定期刊行しております。

このたび第55号を作成いたしました。

ご多用の中、誠に恐縮ですが、会報を回覧数分お送りいたしますので貴町内会にてご回覧いただきたく、ご配慮をお願いいたします。

【問合せ先】

南保護司会・南区更生保護女性会
事務局 久保田
TEL：260-2510

用途地域等の見直し都市計画市素案（案）の縦覧（閲覧）及び 意見募集について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

この度、正式な都市計画手続きを行う前の都市計画変更の案である市素案（案）を作成しましたので、縦覧（閲覧）及び意見募集を実施します。

2 市素案（案）の縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 4 年 10 月 12 日（水）から 11 月 30 日（水）

(2) 縦覧（閲覧）場所

見直し候補地区の詳細の図面を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

※ 10 月に市内各所で市民説明会を開催しており、併せて 11 月 30 日（水）まで説明会と同じ説明動画を市のホームページにて配信します。

※ 見直しの概要はリーフレットでまとめています。

横浜市 用途地域 見直し

検索 

3 意見募集

(1) 期間

令和 4 年 10 月 12 日（水）から 11 月 30 日（水）

(2) 提出方法

郵送、持参、電子申請・届出システム

4 添付リーフレットの配布場所

(1) 見直し候補地区へ戸別配布（9 月 15 日から 10 月 16 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

※ リーフレットは市のホームページからもご覧いただけます。

【担 当】 建築局都市計画課 太田、飯島、下田

【連絡先】 6 7 1 - 2 6 5 8

(区版)

港南区
磯子区
南区

横浜市からのお知らせ

用途地域等の見直し

都市計画市素案(案)の公表及び説明会の開催について

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

見直しの候補地区は中面をご覧ください!



用途地域等とは…?

「用途地域」とは土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直しや特別用途地区の指定も行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うのか?

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。

これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案(案)とはなにか?

本市が作成した、正式な都市計画手続きを行う前の都市計画変更の案のことで。

今回、都市計画市素案(案)の縦覧や説明会等を行い、市民のみなさまのご意見を伺った上で、検討を深度化させ、都市計画手続に移りたいと考えています。

(詳細なスケジュールはP4に記載)

INDEX

- 説明会・動画配信の実施 P2~3
- スケジュール/縦覧(閲覧)及び意見書の受付 P4
- 都市計画市素案(案)の策定 P5~6

都市計画市素案(案)説明会

※各日とも説明内容は同じです。
 ※駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
 ※開場時間は開始時刻の30分前です。

① 鶴見区民文化センター

令和4年 10月12日(水) 午後7時開始



鶴見区鶴見中央1丁目31-2

最寄駅 ▶ JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅 / 京急本線「京急鶴見」駅

② 瀬谷区役所 (5階会議室)

令和4年 10月13日(木) 午後7時開始



瀬谷区二ツ橋町190

最寄駅 ▶ 相鉄本線「三ツ境」駅

③ 泉区民文化センター

令和4年 10月14日(金) 午後7時開始



泉区和泉中央南5丁目4-13

最寄駅 ▶ 相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

④ 関内ホール (小ホール)

令和4年 10月15日(土) 午後2時開始



中区住吉町4丁目42-1

最寄駅 ▶ JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

⑤ 緑公会堂

令和4年 10月17日(月) 午後7時開始



緑区寺山町118

最寄駅 ▶ JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

⑥ 都筑公会堂

令和4年 10月18日(火) 午後7時開始



都筑区茅ヶ崎中央32-1

最寄駅 ▶ 市営地下鉄「センター南」駅

⑦ 旭公会堂

令和4年 10月19日(水) 午後7時開始



旭区鶴ヶ峰1丁目4-12

最寄駅 ▶ 相鉄本線「鶴ヶ峰」駅

⑧ 金沢公会堂

令和4年 10月20日(木) 午後7時開始



金沢区泥亀2丁目9-1

最寄駅 ▶ 京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

手話通訳について

各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は、各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請システムから申請をお願いします。



動画配信を
します!

日時 令和4年10月12日(水)~11月30日(水)

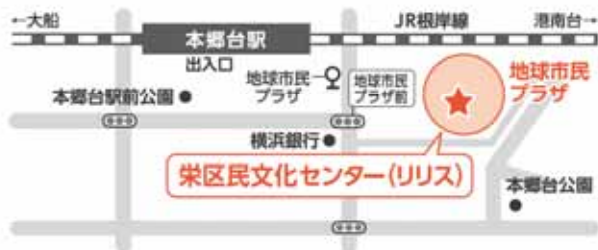
※動画の内容は説明会と同じです。

横浜市 用途地域等の見直し説明会



9 栄区民文化センター

令和4年 10月21日(金) 午後7時開始



栄区小菅ケ谷1丁目2-1
最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

10 青葉区山内地区センター(集会ホールA・B・C)

令和4年 10月23日(日) 午後2時開始



青葉区あざみ野2丁目3-2
最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

11 港北公会堂

令和4年 10月24日(月) 午後7時開始



港北区大豆戸町26-1
最寄駅▶東急東横線「大倉山」駅

12 保土ヶ谷公会堂

令和4年 10月25日(火) 午後7時開始



保土ヶ谷区星川1丁目2-1
最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

13 磯子公会堂

令和4年 10月26日(水) 午後7時開始



磯子区磯子3丁目5-1
最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

14 港南公会堂

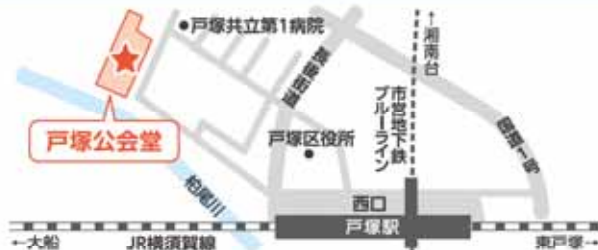
令和4年 10月27日(木) 午後7時開始



港南区港南中央通10-1
最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

15 戸塚公会堂

令和4年 10月28日(金) 午後7時開始



戸塚区戸塚町127
最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

16 南公会堂

令和4年 10月31日(月) 午後7時開始



南区浦舟町2丁目33
最寄駅▶京急本線「黄金町」駅・市営地下鉄「阪東橋」駅

スケジュール

令和3年 8月

「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年12月～
令和4年 1月

「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方(案)」の公表 及び
市民意見募集の実施 ……詳細はHPへ

令和4年 3月

「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定 ……詳細はHPへ

今回

令和4年10月～
令和4年11月

- 都市計画市素案(案)の公表 ……詳細はP5～6へ
- 説明会・動画配信の実施 ……詳細はP2～3へ
- 縦覧(閲覧)及び意見書の受付 ……詳細はP4へ

令和5年度以降

- 都市計画市素案の策定
- 都市計画手続(素案説明会・公聴会・縦覧・都市計画審議会)
- 都市計画変更告示

縦覧(閲覧)及び意見書の受付

都市計画市素案(案)の内容を縦覧(閲覧)できます。

また、この都市計画市素案(案)について、ご意見がある方は、縦覧(閲覧)期間内に意見書を提出することができます。

いただいたご意見は、用途地域等の見直しの検討にあたって参考にさせていただきます。

また、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方は、後日、横浜市ホームページで公表します。

縦覧(閲覧)期間

令和4年10月12日(水)から11月30日(水)まで(土、日、祝日は除く)

時間 午前8時45分から午後5時15分まで(区役所は午後5時まで)

縦覧(閲覧)場所

- 建築局都市計画課 ……市全域の都市計画市素案(案)を縦覧できます。
- 各区区政推進課(中区を除く) ……当該区の都市計画市素案(案)を閲覧できます。
- 横浜市ホームページ ……市全域の都市計画市素案(案)を閲覧できます。

意見書の
提出期限と方法

- 提出期限 令和4年11月30日(水) 午後5時15分必着

- 提出方法 郵送、持参、電子申請

- 提出先 建築局都市計画課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

※意見書の様式は特に定めていませんが、「氏名」「住所(町名まで)」「ご意見」をご記入の上、提出してください。

電子申請は
こちらから



個人情報等の取扱いについて

ご意見の提出に伴い取得した氏名等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用します。



自分の家がどのような用途地域に
位置しているか確認できます!

iマッピー (横浜市行政地図
情報提供システム)



iマッピー

問合せ先

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し



用途地域等 見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。
近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point 郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき
土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、
持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。



見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。

対象 第一種低層住居専用地域のエリア等(概ね80ha以上)の一部

〈現在建築できる
建物の例〉



第二種低層住居専用地域

日用品店舗や喫茶店などの
独立した店舗の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例(150㎡以下)〉



※床面積150㎡以下/2階以下に限ります。
※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

家の近く
にお店が
できたら
便利!



見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる
地区などに特別用途地区を指定します。

※1 特別用途地区

特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補充する都市計画制度。

特別用途地区

周辺の住環境に配慮しながら、日用品店舗などの
独立した店舗の建築や、事務所の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例〉



※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。
※地区計画、建築協定、地区プラン、地域まちづくりルールが定められている地域について、建築できる建物用途は変更しません。



事務所が
近くになれば
働きやすくなるね!

Point 安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

目指すべき
土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた
自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和(+準防火地域※3の指定)

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭くかつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定します。

※2 容積率…敷地面積に対する延べ床面積(各階の床面積の合計)の割合。
※3 準防火地域…建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。

対象 第一種低層住居専用地域(容積率80%/建蔽率50%/最低敷地面積125㎡/外壁後退なし)の一部

現在 (例) 敷地面積 100㎡ × 容積率 80%
⇒ 建てられる面積 80㎡

変更後 (例) 敷地面積 100㎡ × 容積率 100%
⇒ 建てられる面積 100㎡

家が
広がって
安全にもなるんだ!



建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

その他の見直し

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し(+高度地区の変更、緑化地域の指定)

対象 準工業地域
工業地域の一部

工業系用途地域の中で、全て住宅等に建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

見直し5 軽易な変更等

●第7回線引き※4全市見直し(平成30年3月告示)で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
●市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き
無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの(市街化区域と市街化調整区域の区分)。

都市計画市素案(案)

※本資料は一部簡略化(省略化)して示しています。都市計画市素案(案)の正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。

事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

港南区
磯子区
南区

